

APT

APT ニュースレター

2020年12月発行



No. 114



京都 YWCA

Asian People Together

Contents

- コロナ禍での支援活動報告 1
- コロナ禍の中で… 2
- コロナ禍の私と外国人労働者と途上国の人々 3
- 国籍法について 4
- 多文化ルーツの子どもプログラムに参加した1年／
コロナ感染拡大による臨時的な支援活動 5
- 2020年8月～11月活動報告 6

コロナ禍での支援活動報告

Monday

新型コロナウイルスの影響で、社会活動が大幅に制限されてスタートした新年度も、半年以上経ちました。この間、APTの支援活動に新型コロナウイルスが与えた影響を、活動曜日ごとに振り返ってみました。

APTの相談で一番多いのは、日本国籍の男性と結婚した外国籍の女性から、夫によるDVの被害のため離婚したいという内容です。新型コロナウイルスの蔓延により緊急事態宣言が発令された直後の4月にも、離婚支援の複数のケースがありました。社会的接触を自粛するべきというムードが広がった4月の段階では、私たち支援員も緊張の中で、手に入りにくいマスクを自作したりしながら、諸機関に連絡したり同行したりしていました。

DV被害を受けた女性は、身の安全のために結婚生活を送っていた自治体から離れて居所を知られないようにしていることが多く、月曜相談でたびたび対応したAさんも同様でした。相談者がDV被害者であることを証明し、複数の支援機関に援助してもらうための書類や手続きの中には、結婚生活を送っていた自治体の行政とのやりとりが必要なものも複数ありました。緊急事態宣言により社会的な接触が制限される中、直接訪問せずに郵送によるやりとりを申請する必要が普段より多く生じ、気長に手続きをする必要がありました。Aさんも状況を理解して、忍耐強く待ってくれました。対応が長期に渡っても、相談者が納得できるまで支援を続け

るAPTの強みを実感する事例でした。

継続して生活の支援をしているBさんの場合は、もともと社会的孤立に陥りがちな傾向がさらに深まったようでした。日本人の夫と離婚した後、生活保護を受けながら日本で生活を続けてきたBさんですが、新型コロナウイルスの影響で、元々少なかった人との触れ合いがさらに減り、不安感を訴えることが増えました。外国籍の人が社会になじみにくいという問題は物質的支援を超えた難しさがありますが、活動を自粛させる流れの中ではさらに難しくなることを実感しました。

新型コロナウイルスの存在を感じる場面は、間接的なものばかりではありませんでした。APTの電話は3者の通話（トリオフオン）が可能のため、通訳の依頼に応えることも支援活動の一つですが、この間新型コロナウイルスに罹患した当事者かもしれないという悩みの相談に対する通訳依頼がありました。新型コロナウイルスが遠い世界の出来事ではなく、声を持つ仲間の身に迫る問題となる一方、逆説的ながら、皆で協力して一歩ずつでも対処していけるものでもある、という希望も感じられました。

新型コロナウイルスへのワクチンや治療法が確立されるまでは、人との接触を制限するより方法がないため、支援活動の障害が増えます。支援メンバーの方でも、仕事や諸活動の予定が狂ったり、休校への対応が生じたり、とそれぞれ逆風もありました。しかし、たとえ時間がか

かっても、物や手続きの支援を通じて「人と人との関係をつなぐこと」を諦めず、想像力を駆使して新しいアイデアを探りながら、忍耐強

く取り組む必要があると改めて感じました。これからも可能な限り粘り強くがんばっていきたいと思います。
(月曜担当より)

コロナ禍の中で・・・

Thursday

今年のコロナによる様々なパニックは、私たちのところに相談に来ている在日外国人の人たちの生活においても、当然大きな影響を与えました。

まずは経済的問題です。APTに来る相談者は、ホテル業や飲食に関わる仕事、つまり今回最も影響が酷かった業種に就いている人がほとんどです。そのために、給与が今までの半分あるいはそれ以上に少なくなり、果ては困窮状態に入ってしまった人たちも少なくありません。だからといって転職しようにも、在日外国人にとっての状況を考えると、代わりになるものはなかなか見つからないのが現状です。特にDVで離婚したシングル・ファミリーにとってこの収入の減少はほんとうに厳しく、それは今も続いています。

そんな中、十数万円の特別給付金が外国籍の人たちにも給付されたのは、ほんとうにありがたいことでした。しかし、DVでシェルターなどに避難している人には果たして届くのでしょうか？代わりに同居人（例えばDV加害者の夫）に横取りされたりしないのでしょうか？APTの相談者にもまさにそれがあてはまるような人たちがおり、私たちも危ぶんでいました。ところが今回は行政側も対応が早く、事情があって住民票はそのままで別住所に住んでいる場合、もとの住民票の住所で他の人物が受給申請しても受け付けないという措置が取られ、本人の申請を待って受給ができるようになっていました。今回の騒ぎの中で例外的にほっとさせられたことでした。

しかし問題は経済的なものだけではありません。教育面でもかなり厳しい状況になっています。DV被害者は多くの場合、学齢期の幼い子どもたちを伴っています。そういう場合、上記

のようにシェルターで保護されている間、子どもたちは学校に行けません。またシェルターから出て、今までの居住地からはかなり離れたところで生活するケースが多く、当然転校することになります。落ち着いて生活できるようになるまでは、子どもたちにとっては精神的にも身体的にもかなりの我慢が強制されるのが実態なのです。

そこにコロナによる一連の休校措置。やっと落ち着いて通常の生活ができるようになって、公立学校はほとんどが1学期は家庭学習となってしまいました。それは、母親が外国籍で日本語に慣れていない子どもたちには、とても厳しい学習環境です。親が学習を補佐してあげられないからです。

またその間、学校と家庭との間の連絡は、ほとんどが文書になりました。これも同様に日本語の不得手な外国籍のお母さんにはなかなか厳しいハードルです。日本語の問いに対して、子どもの体調、学習の進展状況などを日本語で記載しなければならないのですから。

そのような状況に対して十分な情報が交換されるわけもなく、それが子どもたちの学校生活にも少なからず影響を与えていることは確実です。日本人の子どもたちにもこの休校措置の後に不登校になってしまったケースが少なくないと言われていますが、外国にルーツを持つ子どもたちについてはより厳しい状況にあると思われます。こういう場合、日々のペースでなければ支援は追いつきませんが、APTの現状ではとても難しいので、私たちの頭の痛いところです。

また感染者が増えつつあります。相談者の方たちの環境がいつそう悪化しないことを祈るばかりです。

(木曜担当より)

コロナ禍の私と外国人労働者と途上国の人々

「コロナ禍の私と外国人労働者と途上国の人々」と題して、主に僕の友達のフィリピン人技能実習生のこの1年の様子について書きます。やはり外国人労働者の多くがコロナによって厳しい状況に追い込まれているようです。ただ、コロナの少し前まで日本で最も注目されていた問題の一つが、外国人労働者問題だったということをおぼえておけば、もともと悪かったものがコロナによってさらに悪くなったということであり、私たちが抱えている問題の本質はコロナではないでしょう。

さて、僕の友達の実習生はある食品製造の工場で働いています。3月から徐々に収入が減っていききました。少し具体的に言うと、4月には昨年同月と比べて約4割減、最低だった6月は約7割減、手取りで4、5万円まで下がりました。7月から徐々に回復してきましたが、10月でも昨年と比べて4割減でした。この12月から給与制度が時給から月給の固定給に変更されるそうで、金額は伏せますが最低額がコロナ前の6割を下らないように保障されることになるそうです。言い換えると、コロナ前の6割が固定給になり、そこに残業代が足されるということになるそうです。

では、収入が激減してからこれまでの間彼らはどうしていたかということ、僕の友達の場合は、日本で定住している親戚に支援してもらったり、収入減が比較的小さかった他の職場で働く実習生友達にお金を借りたりなどしていました。また、不法就労であることを承知の上でアルバイトをしているという人の話もよく聞きました。私も何度もアルバイトを紹介してほしいと頼まれましたが、良くも悪くも今のところ私の友達の実習生でアルバイトをしている人はいません。

ところで、というか、こうした彼らの状況と切っても切り離せないこととして、そもそも、コロナの影響を最も深刻に受けているのはどういった人たちでしょうか？それは日本にいる彼

らのような外国人労働者でしょうか？いや、それはやはり途上国の人々です。多くの人口が絶対的貧困状態にあり、不衛生で密集した居住環境に暮らし、必要最低限の医療さえ受けられないというのが途上国の現実なのです。コロナワクチンの導入も先進国が優先され途上国は後回しにされるだろうと言われています。

ご存知の通り、外国人労働者の多くはそうした途上国の出身であり、母国の家族に送金をしています。コロナで収入が減った彼らにとっての一番の悩みは、労働者である彼ら自身の生活よりも、家族への仕送りが減ることなのです。僕の友達の実習生のひとりで、他の職場の実習生友達にお金を借りていた人も、そのお金をフィリピンの家族への送金に充てていました。

9月のある日にその友達と会った時、彼は暗い表情をしていました。その日の朝、フィリピンの父親が倒れて病院に運ばれたという連絡があったそうです。マニラに働きに出ている彼の兄弟は皆お父さんのいる田舎に駆け付けていたそうですが、僕の友達はフィリピンに帰ることはできません。コロナの入国規制のためということではなく、親が倒れたという理由で、日本への出稼ぎのチャンスを棒に振ることはしないからです。しかし、彼を最も苦しめていたのは、日本に出稼ぎに来ているにも関わらず、父親の検査費用を送金することができないという自分の惨めさでした。治療前の検査費用に10万円程が必要だったそうですが、今の彼には到底払えない額でした。翌日に彼の父親は亡くなりました。

日本に生まれ育ち、コロナ禍にあってもほとんど影響を受けていない私のような人間には、彼に掛ける言葉が見つかりませんでした。いつも明るく冗談ばかり言う彼も、それから1週間くらいは笑顔を見せませんでした。今はまた前を向いて自分の妻や二人の息子に少しでも多く仕送りするために日々働いています。(築瀬仁志)

国籍法について

大変個人的な話になりますが、40年ほど前に外国人男性と国際結婚をし子どもを出産することになった私は、子どもの国籍をめぐってびっくり仰天の事実を知りました。それは、「日本人の私のお腹からここ日本で産まれくる子どもに日本国籍がない」ということでした。父親の外国籍を受け継いで外国人となるので、なんと入国査証及び在留資格を得なければならないと聞かされたときには、一瞬、これはタチの悪い冗談ではないのか、と思ったほどでした。

そして次に思ったのは、日本人同士の夫婦から生まれた子の、当然にある日本国籍に母親は何の関係もない、ということ。周囲の子を持つ日本人母親たちに、「あなたの子どもが日本人であるのはあなたの夫が日本人だからで、あなたは何の関係もないのよ」と叫びたい心境でした。私の子どもの不利益云々もさることながら、この女性差別以外の何ものでもない法律に腹が立ったのです。また、戸籍は日本人だけのものですから当然私の子には戸籍もない、この事実は私に「いったい戸籍とはなんぞや」ということを考えるきっかけも与えてくれました（が、これについては長くなるのでここで書くことはやめておきましょう）。

その後当事者たちが団体を立ち上げ法改正の運動を展開し、女性差別撤廃条約の追い風もあって1985年に、父系優先血統主義の国籍法が現在の父母両系血統主義に改まりました。

しかし、一定期限までに「日本国籍選択宣言」をすることや、外国で出生して二重国籍となった者に（たとえ両親ともに日本人で、生地主義の国で生まれて二重国籍となった場合であっても）日本国籍の、期限がたった3ヶ月の「留保届」を義務付けたりといった、日本政府の建前上、二重国籍者を認めない考えが反映された法律となっています。

ところが「建前上」と書いたように一方的に「日本国籍選択宣言」を出したとしても、もう一方の国の法律によってその国の国籍を失わない場合がほ

とんどで、テニスの大坂なおみ選手を引き合いに出すまでもなく、二重国籍者はどんどん増え続けています。この選択宣言をしなかったために日本国籍を喪失したというケースは1件もないそうで、日本政府もいわば黙認している、といった状態です。一方「留保届」を出さなかったために日本国籍を失うというケースは実際に起こっているようです。

さてAPTではここ数年、子どもの日本国籍取得を希望する外国人女性からの相談がポツポツとあります。これは2008年の法改正により、父母の婚姻が国籍取得の要件ではなくなり、父また母からの出生前認知及び出生後認知によって日本国籍が取得できるようになったからです。以前は出生前認知に限って認められていました。法律には「届出による取得」と書かれていて一見簡単そうに思えるのですが、それがなかなか大変なのです。

日本人父の出生時から現在までの戸籍が必要ですが、転籍や除籍がある場合にはそれをたどらなければならないので、複数の自治体から取り寄せなければなりません。本人の出生証明や、父母が経緯を記した申述書、妊娠時の父母の渡航履歴を証明する書類などが基本的な添付書類ですが、面接を経て追加の書類を求められることもしばしばです。父親と連絡が取れず申述書を書いてもらえない場合はその理由書、あるいはそもそも認知してもらえずに裁判で強制認知に至ったケースもありました。したがって、実際に日本国籍を取得するまでに数ヶ月はかかります。そして日本国籍を取得したら新しく戸籍も作られることとなります。

こうして新たに日本人となった子どもたちも、22歳までに「日本国籍選択宣言」をしなければならないのですが、もう一方の国籍国の法律によってその国籍を失わない場合には、ずっと二重国籍のままです。二重国籍者が珍しくない存在になりつつある世の中に、法律の方がちょっと合っていない感じがしませんか？

(星)



多文化ルーツの子どもプログラムに参加した1年

皆さまはじめまして。今年から京都YWCAの多文化共生委員会で、ボランティアをしている大畑千裕と申します。私は今、京都市内の教員養成大学に通っています。大学の勉強は難しく、ヒーヒー言いながらなんとかやっていますが、休日は本屋で気ままに読書したり、録りためていた大河ドラマをイッキ見したりと、自分の時間を大切に過ごしております。子どもたちが元気に、楽しく毎日を送っていただけるお手伝いのできると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

近況報告 ～楽しくも充実した活動でした～

多文化ルーツの子どもプログラムでの、今日までの様々な活動等についてご報告させていただきたいと思います。10月は、毎週月曜日に行っている支援に加え、プログラムに参加している子どもたちやその保護者、職員の方々、ボランティアの方々等で餃子づくりをしました。このニュースレターを書いている当の本人は参加できませんでしたが、職員の方が後で送ってくださった写真から、とても楽しそうな様子が伝わってきました。普段なかなか子どもたちの保護者とボランティアの方々が直接交流する機会はないので、今回の企画はとても貴重なものだと思います。

11月に入ると世間は次第に年末モードになり、高校受験を控えた子どもたちも、プログラムに参加中、高校の入試問題に熱心に取り組んだり、高校に提出する志望理由書の作成に励んだりなど、真剣な

表情を見せるようになってきました。時には意見の衝突(?)で白熱モードになることも!、とはいえ自分の大事な人生がかかっている受験。子どもたちには第一志望校に合格できるよう、精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。みんなの進路に光が差しますように!

今年1年を振り返って

今年は、子どもたちの成長を感じさせられた1年でした。毎週、机に向かってまじめに勉強している姿を見ると、「自分も頑張らなきゃ!」という気持ちになります。夏休みのプログラムで、参加者の小学生が、新しく参加した年下の子の面倒をよく見て、一緒に遊んでいるのを見かけました。「しっかり者のお兄さんだなあ」と感心したと同時に、子どもたちの新たな一面を垣間見たような気がしました。

今、子どもたちを取り巻く状況には厳しいものがあります。先日、今年中国から来て、日本の高校に通っているという子からいろいろ話を聞いたところ、「学校では、専門用語が日本語でたくさん出てくるから、授業についていけなくなることがある」と言っていました。私は中国語初学者ですが、母語以外の言葉を話すことは本当に難しく、慣れない日本の地で日常生活を送ることは、なおさらの苦労だと感じます。

普段の学習支援に加え、そうした日本語のサポートが必要な子どもたちにも、何か支援できることはないかと考えている今日この頃です。(大畑千裕)

コロナ感染拡大による臨時的な支援活動

この春以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な困難、たとえば、学校からの授業や感染予防に関する新たな日本語の情報が理解できない、臨時休校による家庭学習の支援ができない、ひとり親である移住女性の失業、収入の減少による家賃・食費などの支出への不安など、予防衛生品の購入も難しい状況に置かれている相談者が多数ありました。

多文化共生委員会では、APTや多文化ルーツの子どもプログラムなど、生活困難を抱える外国人とその家族を支援するために、臨時的な生活支援を始めました。

皆さまからの寄付及び助成金(J-Coin基金、三菱財団×中央共同募金会)から、現在、多文化ルーツの子どもたちとAPT相談者の家族のニーズに合わせて、コロナ感染防止備品・女性用品・食品・文具・本・服などの生活物資の配送・配達をしています。さらに、翻訳・通訳など母語支援を通して、高校進学のための支援を関係機関と連携しながら行っています。

皆さまからの心暖まるご支援にも感謝いたします。

(多文化共生委員会)



活 動 報 告

8月1日 ～ 11月30日

8月

- 2日 研修④今後のAPT活動について*
 8日 生活医療ネット関西会議*
 28～29日 外国人支援ボランティア希望者(相談支援・通訳)向けのオリエンテーション1～2回目*

9月

- 2日 外国人支援ボランティア希望者(相談支援・通訳)向けのオリエンテーション3回目*
 3日 配偶者等からの暴力に関するネットワーク会議
 15日 京都市府町村出張外国人相談窓口研修@福知山
 19日 APT全体ミーティング・ケース協議*
 京都YWCA多文化共生委員会会議*
 KYOTO SCOPE 事例検討会*

10月

- 1日 生活医療ネット関西会議*
 2日 京都市府町村出張外国人相談窓口研修@八幡
 17日 APT全体ミーティング・ケース協議
 27日 京都市府町村出張外国人相談窓口@八幡

11月

- 5日 京都市府町村出張外国人相談窓口研修@亀岡
 6日 京都市DV被害者支援シンポジウム
 7日 きょうと多文化支援ネットワーク定例会*
 13日 京都市府町村出張外国人相談窓口研修@京田辺
 21日 APT全体ミーティング・ケース協議*
 26日 生活医療ネット関西会議*
 27日 京都市府町村出張外国人相談窓口@八幡

*Web会議

*維持会費・寄付をいただいた方(敬称略)

スヴェール愛徳修道会地区本部、スヴェール愛徳修道会、森田園子、山下真、大西澄子、菅原充子、高山亨、上内英子、北村保子、本田次男、木戸さやか、仲本直子、坂和優、有田孝子、大畑泰次郎、上原従正、安藤いづみ、田中順子、御前明美、飯田奈美子、手島千景、匿名5名(順不同)

ありがとうございました。

APT活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。賛助会員には年会費5,000円で年3回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。

郵便振替：京都YWCA アプト 01050-5-7761

APTニュースレター No.114 2020年12月発行



京都YWCA・APT

本ニュースレターの送付が不要の方はご一報ください。次回からの送付は差し控させていただきます。また、メールでのニュースレター配信をご希望の方も apt@kyoto.ywca.or.jp までご連絡ください。

新規相談件数集計

2020年8月1日～2020年11月30日：20件			
●国籍別			
フィリピン	3	ネパール	2
不明	5	日本、台湾、韓国、ベトナム、オーストラリア、アメリカ	
フィンランド、フランス、ブラジル、ウクライナ	各1		
●性別			
女性	12	男性	8
●居住地			
京都	16	群馬、滋賀、フランス、大阪	各1
●相談内容			
離婚	1	生活	1
法律	2	在留資格	2
就労	2	通訳	6
DV	3	医療	3

相談対応(8月～11月)集計

分類	項目	8月	9月	10月	11月	延べ件数
相談対応 件数	継続	41	42	61	47	191
	新規	6	4	3	7	20
相談対応 方法	電話	88	80	104	73	345
	メール	69	32	73	98	272
	来所	10	3	7	1	21
	同行	6	5	9	3	23
	訪問	0	2	8	3	13
	FAX	3	1	0	0	4
	手紙	0	0	0	0	0
	Messenger	5	2	3	9	19
	通訳派遣 依頼	京都市	1	2	1	2
京都府		0	0	0	0	0
個人		0	3	4	4	11
他機関		0	0	2	0	2
翻訳		0	3	2	2	7

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

相談電話：**075-451-6522**

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00

メール相談も受け付けます。apt@kyoto.ywca.or.jp

京都YWCAとは・・・

京都YWCAはキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。